

とみることができよう。そして、その場合、いくつかの市町村ではいわば法を先取りするような形での農用地利用増進事業が実施されていたといわれているが、ここではそのような事例の一つとして福島県伊達郡靈山町におけるそれをみて行くこととしよう。

## 二

### 福島県靈山町における農用地 利用増進事業の実態について

山形大学 岩本由輝

#### 一

現在における農村計画を検討する場合、その評価はなお今後の歴史の展開を経たのことでなければならないとしても、具体的に進行しつつある農用地利用増進事業の実態を知っておく必要がある。この事業がいかなる背景をもって登場してきたかについては、「研究通信」第一二四号所載の塙飽一郎氏の報告要旨「農業構造改善事業と地域農業」にみるとおりであるが、要するに一九六二年および一九七〇年の農地法および農業協同組合法の改正、一九七一年の農業振興地域の整備に関する法律（農振法）の制定によってなし崩し的に進められてきた農地法体制の解体による農地の流動化が、一九七五年の農振法の改正によって一挙に表面に躍り出たもの

靈山町は町の中心部掛田地区が福島県の県庁所在地福島市の二〇キロほど東に位置する山村であるが、近世中期以来の蚕糸業の展開にみられるごとく、早くから商業的農業を志向し、とりわけ近世後期に入ると蚕種生産地帯として特化するとともに、幕末開港以降、掛田は生糸の町として海外にまでその名を知られたところである。そのような靈山町の歴史については、『農村集落構造分析調査報告書』（農政調査委員会）の一九七八年度版および七九年度版の私の執筆部分によつて頂くとして、現在の靈山町のあらましを示すものとして、「表1」と「表2」を掲げておくこととするが、これらの数字からわかることは、農家一戸あたりの耕地面積が〇・八ヘクタールと規模が小さく、しかも都市近郊であるにもかかわらず、なお増大傾向にあるとはい、第二種兼業農家率が意外に低いことであり、そこにこの町の農用地利用増進事業が先進的であることの大きな理由がひそんでいると考えられる。つまり、この町の耕地面積がおよそ一五〇〇ヘクタールのうち、水田はつねに三分の一以下であることから、もともと平坦部では果実・水稻・野菜・椎茸の複合經營農家が多く、労働力需要が田植や稻作などの時期に集中する水稻單作地帯と異なり、夏秋きゅうりを中心とした畠作およびその前後作

〔表1〕 霊山町主要統計指標（農業関係）

項目	1965年	1970年	1975年
耕地面積(ha)	1,555	1,512	1,460
総人口(人)	13,525	12,519	11,855
農家人口(人)	10,921	9,699	8,614
総世帯数(戸)	2,579	2,552	2,573
農家戸数(戸)	1,898	1,825	1,736
農家率(%)	80.8	77.5	72.7
専業農家率(%)	31.1	24.6	19.8
第1種兼業農家率(%)	43.9	39.8	35.9
第2種兼業農家率(%)	25.0	35.6	44.3
農家1戸当たり耕地面積(ha)	0.82	0.83	0.84
農業粗生産額(百万円)	385	1,691	3,486

資料：農業センサスおよび耕注統計

〔表2〕 農業生産の推移（靈山町）

(単位: ha t, 百万円)

作物名	1970年			1975年			1978年		
	作面積	付積	生産量	粗生額	作面積	付積	生産量	粗生額	作面積
米	508	2,200	296	446	1,909	469	427	1,812	574
夏秋きゅうり	33	1,400	88	37	1,780	224	53	3,830	647
いちご	10	70	14	9	134	60	10	245	161
にら	2	24	36	7	96	185	9	164	46
りんご	93	1,220	65	39	920	166	58	951	152
桃	262	4,420	225	147	2,853	431	223	3,360	268
養蚕	346 千本	303	340	303 千本	264	452	418 千本	250	563
しいたけ	270	132	73	1,125	287	212	3,000	540	382

の通年に労働力を必要とするといった条件があつて、水稻単作地帯にみられるような農業の本格的な受託組織といったものはこれまでほとんど現わるところとならなかつた。とくに夏秋きゅうりやいちごのハウス栽培など単位面積あたりの生産性の高い施設園芸が盛んになっていることが、耕地面積が小規模の専業農家を生み出す要因となっているのである。その意味で水田の減反政策の影響をあまりこうむることのない農家が多いということもできよう。かくて、この町ではすでに耕地の所有面積あるいは経営面積をもつて農家規模の大小を論ずることができない段階にいたつている。そのことは、この町の農業の粗生産額において、すでに夏秋きゅうりが米を上まわり、また伝統的な蘭の生産額が米についていることからも明らかである。しかも、粗生産額と作付面積を対比すれば、夏秋きゅうりやいちごやにらなどの単位面積あたりの生産性が米や桃や蘭にくらべていかに高いかがわかる。さらにしいたけも単位面積あたりの生産性という比較は、その栽培形態の性格上できないが、やはり収益性は高く、粗生産額において急上昇を示している。しかも、これらの数字は一九七八年度のものであるから、その後において、さらに夏秋きゅうり、しいたけ、いちご、にらなどの粗生産額は増大していくものと思料される。

ところで、靈山町の果実や野菜の生産は、この町が福島市や郡山市の近郊にあることから比較的歴史は古いようであるが、とりわけ野菜については一九六七年度に隣接の梁川・保原・月館の三町とともに野菜指定産地となり、一九七二年から耕作転換促進特別対策事

業の一環として町内山戸田および中川地区に大型ハウスが導入されることによって促進された。この現象だけをみれば、福島市や郡山市を市場とした地域農業の確立といふことがいえそうであるが、実際は野菜生産の大規模化とともに市場としての福島市や郡山市はほとんどネグリジブルなものとなり、夏秋きゅうりや椎茸の場合、生産量の九割以上が京浜市場に送られなければならないという皮肉な結果も現われている。そうしたことから、定住團塊想の枠のなかで地域農業の確立を企図する町の産業課および農業委員会と農産物の出荷販売を担当する靈山町農業協同組合の京浜市場志向との間に少なくとも一時期、地域農業のあり方をめぐってかなり微妙な関係がうかがえたことも否定できない。農協側にいわせれば、地域農業といつても福島市や郡山市を市場にする程度では需要量はたかが知れており、さしつめ個別農家のひき走りで間に合うが、現在のような野菜の生産量をかかえては、もはや京浜市場を袖にして福島市や郡山市の市場開拓につとめるなどということは理想論といつても市場における需要構造を理解せぬ机上の空論、さらには暴論ということになる。靈山農協では組合員の搬入してきた生産物は何でも扱うことにしていて、農家は自分の手で売れるうちは自分で売り、自分の手で売り切れなくなってきたとき、農協に持ちこむということになる。だから「表2」に現われた数字のほとんどのものは、農協を通したものであつて、ものによつては統計的に把握される度合が低くなるが、そうしたものほど農家にとって有利な生産物なのである。たとえば、この町のりんごのうち、富士は美味できわめて好評

であるが、これはほとんど個別的に取引がなされており、統計に現われているのは、そのような市場性を欠いたスターキングやゴールデンに限られているとのことである。また、急速に生産ののびているらしいだけであるが、この場合も農協を通さないものが多くあり、

現に私に調査中、この町で最大のしいたけ生産者が自分のところの生産量が正確に入ればこの町のしいたけ生産はずつと大きくなるであろうと豪語しているのをこの耳で聞いている。

このようにさまざまと思惑の渦巻くなかで、靈山町の農村計画は進められているのである、それは集落営農団地育成によるむらづくりと互酬的な農地管理制度の創出による農用地利用増進という二本の柱がある。そして、靈山町ではこれらの事業を農業委員会の手によつて進めていっているに大きな特徴がある。しかも、その限りでは行政主導型にみえるが、靈山町ではこれらの事業をあくまで農民の自立的な話し合いによつて出てきたものを農業委員会がとりあげるという方式をとつていて、これにもう一つの大きな特徴がある。新しい農政の展開のしかたとみることもできようか。

### 三

靈山町のむらづくりは、一九七六年に第二期に入った福島県首都圏農業確立運動が集落営農団地の育成に重点の一つを置いていたことに着目し、町農業確立運動の一環としてこの事業に取り組むことになつた。それまで靈山町の農業は、耕地が山村特有の傾斜地・山間地が多いことから集団化が遅れ、圃場整備率も一九七五年段階で六%程度と低かつたが、そうしたいわば遅れた条件を活用しての事業

の展開が行なわれることになったのである。

靈山町と農業委員会では、農村計画の一本の柱である集落営農団地育成事業の実施にあたつて、

集落懇談会を開催して、「話し合い」をすすめる。

集落営農団地の実態をみるために、今後の営農志向を「調査」する。

地域農業にかかる新たな知識を取得するための「研修会」を開く。

農地の有効利用をはかり、遊休地・未利用地の活用によつて農業生産基盤の整備と確保を行ない、総合生産性の向上につとめる。これから集落づくりについて「営農集落団地基本構想」を樹立し、農業経営の安定と新しい農村社会の創造のための集落づくりを考える。

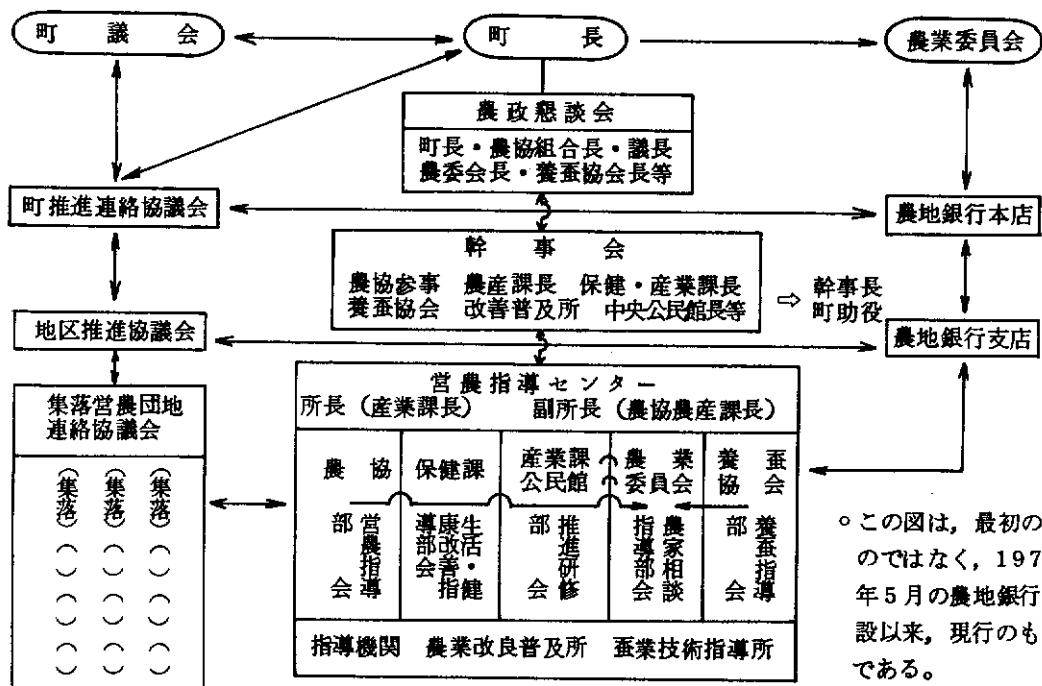
地域農業の確立をはかるため「集落営農団地整備計画」を作成する。みんなで力を合わせて、地域農業の振興と複合経営の確立のために「集落営農団地構想」を尊重し、効率的な事業の運営と展開をはかり住みよい村づくりを期する。

という目標を掲げ、五か年計画で農業センサスにおける六九集落のうち三〇集落を拠点施設営農団地として育成し、これらを核として全町内への波及効果をめざしたものであった。その指定にあたっては、集落懇談会や役員会や総会を繰り返すことによつて集落営農団地整備計画書ができるところからとなり、一九七六年度に一つ、一九七七年度に七つ、一九七八年度には八つ、一九七九年度には六つの集落がその指定を受けている。もとより集落において世帯主だけではなく、青年、婦人、老人までのすべてを参加させて

の計画を樹立するといつても、それが最初からスムースに行つたわけではなかつたが、そのとき、各集落の伝統的な祭り、とくに演ずる者がなくなつていた芸能の復活をすすめて住民の結集がはかられたことは特筆に値しよう。あるいは、集落営農団地整備計画書づくりの相談にあづかつた町の産業課長佐藤要助氏（現中央公民館長）や農業委員会主事の鈴木久延氏がともにかつて教育委員会において社会教育主事の職にあつたということも、こうした結集方式の採用に関係があるようで、“むら”的あらゆる伝統・伝承・慣習が動員されたことは注目すべきことであろう。さらに、祭り以外の日における集落住民の日常的な結集のためには、早起きソフトボールや薄暮バレーボールの奨励も行なわれた。そして、このようにして老若男女の集まつたところで、集落営農団地整備計画、すなわち“むら”づくりがわかりやすいことばで話題とされたのである。

かくて一九七九年五月には「わが町のむらづくり推進運動の事業推進のため、各関係機関が有機的に連携をはかり、円滑なる當農指導等の助長をはかることを目的」とし、「地域農業の確立のため集落の段階から農業者の意向を集約し、地域に密接した相互理解に基づく事業の実施をはかる」ための靈山町むらづくり推進体制機構「図1」が作られるとともに、「靈山町における集落営農団地の円滑なる運営とその推進のため連絡協議をなし、各集落営農団地の健全なる育成と活動助長をめざし、もってわが町の地域農業の確立と集落における生活環境の整備をはかり、住みよい村づくり運動の展開をめざす」ことを目的とした靈山町集落営農団地連絡協議会を発

〔図1〕 霊山町まちづくり推進体制機構



足させている。

しかし、このような集落営農団地育成による「むらづくり」は、これだけでは単なる運動にすぎない。祭りを復活し、古い伝統や伝承や慣習を根こそぎ動員し、またスポーツの導入で新味を出したとしても、それはそれだけのことにすぎない。「むら」はやはり農業生産の場であるとき、当然のことながら農地の有効的な利用の実現が課題となってくる。そのときこの町の農村計画のもう一本の柱である互酬的な農地管理制度が意味を持つことになる。そして、それは現在までのところ、かなりの成果をあげ、他市町村の注目するところとなっている。

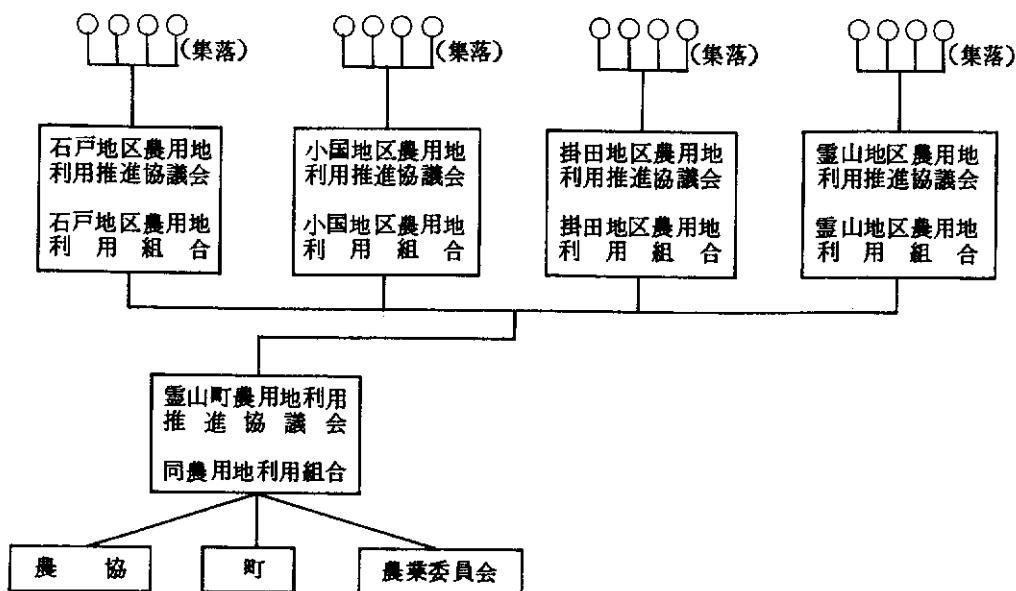
#### 四

農家の青年の都市流出や農業就労者の老齢化などに起因する農地の資産的保有化傾向の増大、さらには戦後入植による開墾地など生産条件のよくない土地の荒廃といった現象が一九七〇年代前半を通じて進んだことは、靈山町でも例外ではなかった。こうしたなかで経営規模の拡大を志向する専業農家からの切実な農地取得の要望もあつた。しかし、農地法の制約のもとでは、農地を貸した場合、小作権とか耕作権が強いことから必要が生じても返還されないおそれがあるため、他人に貸すより荒地にしておいても自留地として保有する傾向が強く、よしんば貸借が行なわれたとしても、ほとんどが一年限りの口約束の受委託にすぎなかつたから、借り手は長期的見通しのないまま場あたり的な農業経営にならざるをえず、貸し手にしてもそれと裏腹の不安がつきまとうという状況が続いていた。そ

ここで靈山町では、一九七七年度に「農業者のための農業者による農用地管理」を標榜して、地域農業特別対策事業の一環として地域の農地の有効利用をはかる農業者の話し合いの場を設定するために、農業委員会が中心となって町内の集落を単位に農業委員、農事実行組合長、農業改良推進員、農業後継者、農協役員、町會議員、学識経験者のなかから一〇六名を選び、町長がこれらの人を農用地利用推進委員として委嘱するとともに、合併前の町村を単位に地区農用地利用推進協議会を設置し、農振法第一五条第一項の規定にもとづき、「安心して貸せる、必ず返せる」靈山町農用地利用推進事業の推進体制「図2」をととのえるとともに、「今後の農用地の効率的利用を通じ農用地の有効利用、農用地の流動化、農用地の拡大などを行ない、農業経営の近代化、農用地の流動化、農用地の拡大などを行ない、農業経営の近代化を図ることを目的として、当該地区的利用権の設定を促進するため」の機関として、一九七七年六月に靈山町地区農用地利用推進協議会を発足させている。なお、この事業推進はあくまで農業者の自立的な調整によって進められることが重要であることから各地区に「農用地の有効利用と農業経営の発展を促進するため、利用権取得農家および関連農家がその経営の資質の向上を図り、農用地利用増進事業の円滑なる運営を期する」ことを目的とした。農用地利用組合が作られることとなり、そのための申し合わせ事項が同年一一月に作られ、現在、事業実施の地区ごとに「むらづくり憲法」と呼ばれている農用地利用規程ができる。

ところで、「民主的な農地管理制度」たることを念頭としている

[図2] 霊山町農用地利用推進体制



この町の農用地利用増進事業においては、各地区の農用地利用推進委員が中心となって、「むら」の土地は「むら」で利用するという原則にたって集落内での土地の貸借を第一義として進めている。こうしているところに特色があるわけであるが、貸したい人、借りたい人はいるとしても、この問題は必ずしも当事者どうしでうまく話し合いかつくとは限らない。そのとき、地区の事例に精通した地区推進委員は、あたかもあそこの息子とこちらの娘と一緒にさせてといふ形で世話をやく仲人のような役割を果たすことになる。つまり、甲の家では老齢化して田畠を耕やすあぐねておるのに対し、乙の家では借地によって経営規模の拡大をしようとしているとき、いま老齢化している甲の家では一〇年もすれば東京に出ている息子が定年で帰ってくるし、その頃になると乙の家が老齢化していくという事情が見込めれば、一〇年後には今度は甲の家が乙の家から耕地を借りようになることを前提として、現時点において甲の家から乙の家に土地を貸すという、いわば家族の年齢サイクルを考慮した互酬貸借りの手続によらないで相対で貸貸借をやっているものにも適用されるものであることを呼びかけた結果、初年度の一九七七年度においてまず一〇〇名の人々の間で三〇ヘクタールの農地について利用権

設定、すなわち貸借が行なわれた。なお、この事業を推進するためとして靈山町農用地利用増進規程および増進計画に関する申し合せ事項が作られているが、その内容は、

① 貸借年期については、毎年一月一日から始まり一二月三一日までとする。

② 貸借期間については、規程による申し出により三年、六年、九年、一二年とし、新たな増進計画を申し出る場合は、次計画基準年度の残余の期間とする。

③ 借貸については、規程の定める標準小作料を十分考慮するも、当該農地の生産条件を勘案して貸借人の相互の理解にともづく借貸を尊重する。

④ 増進計画同意書の取りまとめについては、貸借人相互の信頼と理解にともづき、農用地の利用権の設定に関する意向聴取および調整等を行なう。

⑤ 増進計画に掲載する借受者の経営状況等の内容については、農家基本台帳および土地名寄帳より資料を収集する。

というものである。この場合、農業の季節的サイクルを考慮して年度を行政的な四月から翌年三月までではなしに、曆年を採用したことは、一見何でもないことのようにみえるが、注目すべき点である。この結果、一九七七年度から一九八〇年度にかけて流動化した農地は一五一・九ヘクタール「表3」と靈山町の耕地面積の一割強にのぼっている。このうち、農用地利用増進事業のあるのがこれまで説明してきた地区推進委員や農地利用組合を通した農業者の自主的

(表3) 灵山町農用地有効利用農地流動化年度別面積内訳

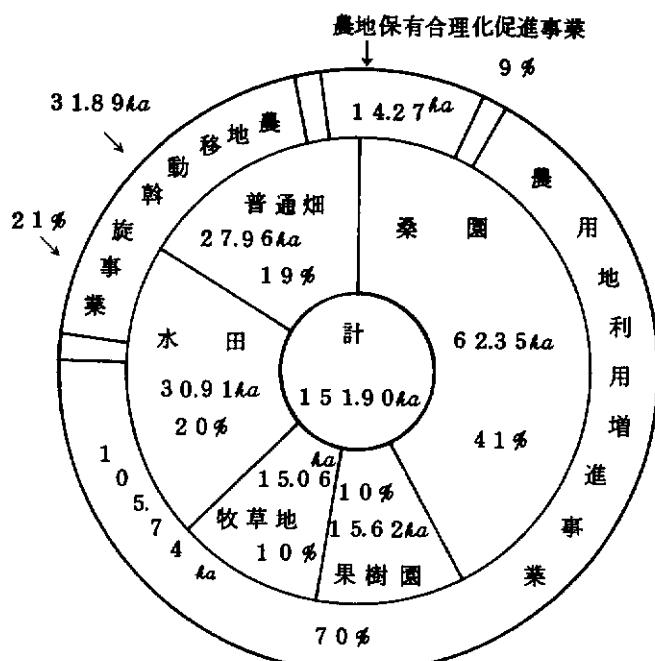
(単位 ha)

区分	1977	1978	1979	1980	合計
農用地利用増進事業	30.1	22.7	15.0	37.9	105.7
農地移動斡旋事業	5.2	2.5	18.0	6.2	31.9
農地保有合理化促進事業	1.8	1.4	8.0	3.1	14.3
合計面積	37.1	26.6	41.0	47.2	151.9

\* この年度については、実質、農用地利用増進事業の規定による貸借を行ないながら、必要な手続をとらなかつたものが5.5haあり、1981年に入って事後認定されたが、この表にはそれは含まれていない。

な調整によるものであるが、農地移動斡旋事業とあるのは農業委員会を通しての土地の売買・交換分合・貸借にかかるもので、とにかく貸借については集落内でのそれが不可能となつた場合、他集落との間での貸したい者と借りたい者と調整を行なうものであり、さらに農地保有合理化促進事業は土地の売買・交換分合・貸借を財團法人福島県農業開発公社を通すことによって、他市町村を含めてより広域的に行なうものである。だから、後二者の場合は、前者による「『むら』の土地は『むら』で利用する」の原則に立ちながらも、農地の流動化をより促進するため、相互に面識のない者の間でもそうしたことを可能ならしめるものである。なお、このような形で流動化した耕地一五一・九ヘクタールを区別別に示したのが〔図3〕であるが、桑園が最も多く、水田がこれにつき、以下、普通畑、果樹園、牧草地の順となっている。また、貸借、すなわち利用権設定期間は、一二年間という長期が最も多く六八%, ついで九年間が一二%, 三年間が七%, 六年間が四%の順となっているが、一二年間が最も多いのは、農地を一〇年以上貸した場合、貸主に対して農業者年金制度による離農給付金が支給されることがあるので、それを希望する者が多かつたことを反映している。現行の農地貸付者に対する支給制度を一覧すれば〔表4〕のとおりであり、これにとづいて支給された離農給付金および交付された流動化奨励金は〔表5〕および〔表6〕のことくなっている。つまり、九千万円近い現金が農用地利用増進事業によつて貸付者のふところに入つてみるとなる。

〔図3〕 農地流動化内訳 (1977~1980年度)



〔表4〕 農地貸付者に対する支給制度

貸付型	貸付要件	支給額			支給総額 (+) + (-) の金額
		(1)	(2)	(3)	
離農貸付	10年以上の貸付期間 所有自作地が30a以上 (農業者年金に入れない方)	62万円		10a当たり 20,000円	(1) + (2) の金額
長期貸付	10年以上の貸付期間 所有地制限なし 貸付地10a以上		貸付地に対して10年間の 小作料前払		(2)の金額
中期貸付	6年以上の貸付期間 貸付地10m <sup>2</sup> 以上			10a当たり 20,000円	(2)の金額
短期貸付	3~5年以上の貸付期間 貸付地10m <sup>2</sup> 以上			10a当たり 10,000円	(2)の金額
普通貸付	貸付期間・面積制限なし	0	0		0

〔表5〕 農地利用増進事業による離農給付金支給明細

公告期日	人数	給付金支給額	左の内訳		対象面積 (a)
			大正5.1.1以前	大正5.1.1以降	
昭和52年12月1日	32人	26510,000円	13人	19人	21.8
昭和54年4月25日	19	19,950,000	12	7	12.9
昭和54年12月15日	6	7,490,000	5	1	3.3
昭和55年4月25日	10	12,220,000	8	2	4.9
昭和55年12月25日	10	6,300,000	4	6	2.9
合計	77	72,470,000	42	35	45.8

〔表6〕 農用地高度利用奨励金交付状況

区分	54年度	55年度	計
奨励金額	8,679,300円	8,741,500円	17,420,800円
対象者	90人	99人	189人

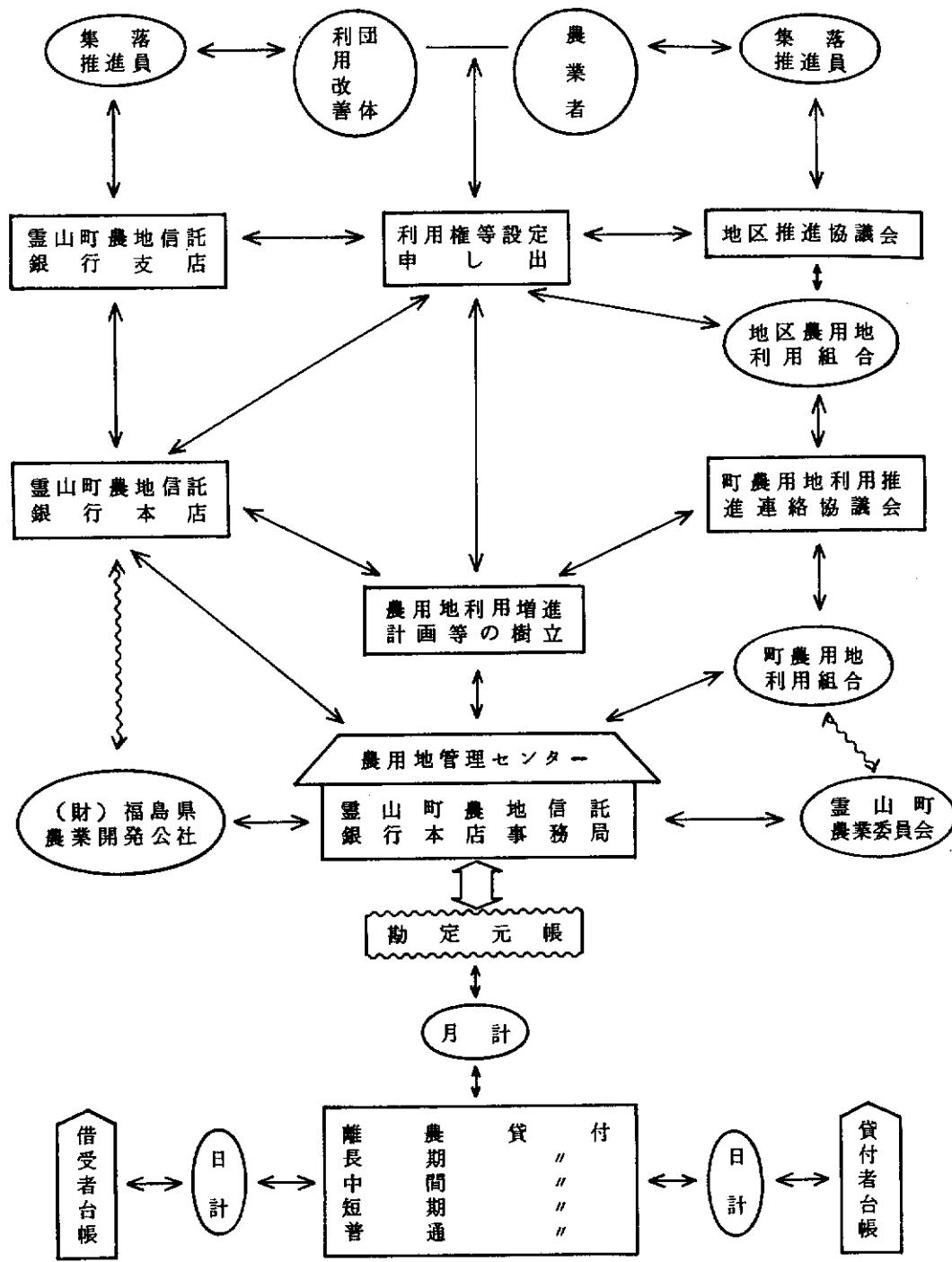
ところで農地の貸借ということになれば、当然、小作料額が問題となるので、それをみておく必要がある。

靈山町における標準小作料は三年ごとの見直しが行なわれることになっており、一九八一年一月からは水田については一〇アールあたり米五一〇キロ（八俵半）の収穫の見込めるところを上田として年二万九千円、四五〇キロ（七俵半）を中心として二万三千円、三九〇キロ（六俵半）を下田として一万八千円となっているがいずれもそれまでの小作料を一千円ずつ引き上げたものである。しかし、これはあくまでも標準で、実務は一〇アールあたり米一一〇キロ（六俵）の現物か、それを前年度の生産者米価に換算したものとなっており、集落ごとに生産条件が異なるので、集落ごとの農用地利用組合でそうしたことを勘案して決めているから、細部は個別の調査をしなければわからない。とくに、水田といつても借り手で稲以外のものを作れば、烟における作目ごとの小作料が適用されることになる。そこで烟の小作料ということになるが、その標準小作料は一〇〇アールあたり収穫一〇〇キロの桑園に換算して一万三千円であり、これは六年間据え置きとなっている。しかし、実務は作目ごとに完全に異なっており、きわめて複雑である。すなわち、牧草畑は一〇アールあたり粗収益三万円とみて小作料は一千円から五千円、飼料畑は五万円とみて五千～一万円とみて一万五千円、果樹園は三〇～九〇万円とみて二～三万円、夏秋きゅうり・にら・いちごなどの施設園芸では、夏秋きゅうりの場合、一〇アールあたり粗収益八〇～一五〇万円が見込まれるとして小作料

三～四万円、なら・いちごの場合、一五〇万～三〇〇万円が見込まれるとして四～五万円となっている。こうした実務小作料の決定も集落ごとの農用地利用組合の自主的判断にかかるところが大きいが、靈山町全体で面積を加重した畑の平均小作料を試算すると、一万七千円のわずかに上まわる程度になっている。

さて「表3」の農用地利用増進事業にかかる土地は一〇五・七ヘクタールであるが、このうちには一九七七年にはじまったときの利用権設定期間三年のもの五ヘクタールほどが一九八〇年度に更新されたものが含まれているので、実質一〇〇ヘクタールとみてよい。そして、この一〇〇ヘクタールについてみると、貸し手が二八三人借り手が四六四人となっている。貸し手より借り手が多いということは、一人の土地を複数で分けて借りているからであるが、それは必ずしも貸し手より借り手が多いということを意味するのではなく、平均の借地面積が〇・二二ヘクタール弱ということからもわかるように、そもそも借り手の希望する面積が経営の規模の拡大とはいっても非常に小さいのである。それは、この町が最初にもみたように、水稻単作ではなく、施設園芸に重点をおいている「むら」であるとともにとづいているのであり、夏秋きゅうりやにら、いちごで経営規模を拡大するにはそれほど多くの土地を必要としないのである。だから、この町の農業経営の規模拡大を志向する農家といつても、この町の一戸あたり耕地面積〇・八ヘクタールに〇・二ヘクタール程度を借地によって加えるといった形で進められているのであり、五ヘクタールとか一〇ヘクタールといった大規模農家が出現してい

[図4] 霊山町農地信託銀行事務取扱機構図



るわけではない。また、貸借において、作目や位置の関係から自分の土地を貸して、他人の土地を借りている場合もあり、そうした事例ではかえつて経営面積を減らして経営規模拡大をしているということになる。それゆえ、この町では所有面積や経営面積の大小での農家の階層区分は意味がなくなっているわけであるが、こうした事情であるからこそ、この町の土地利用増進事業が急速に進展したものとみることもできよう。

さらに、「表3」の農地移動斡旋事業と農地保有合理化促進事業による土地の売買・交換分合・貸借にあわせて四六・二ヘクタールあるが、これにかかわった農業者は売り手貸し手が三〇人ばかり、買い手借り手が四〇人ばかりであって、農用地利用増進事業よりは面積が大きくなっているのは売買によるものが含まれているからである。

このような形で、農用地利用増進事業を積極的に行なってきた靈山町では、より広域的にこの事業を推進するために、「一九七九年五月には農地信用預託銀行（農地銀行）なるものを創設し、農地の貸借希望者はその旨をこの銀行に預託させることによって、集落ごとの農用地利用組合の活性化をはかるとともに、そのために財團法人福島県農業開発公社の積極的利用をもくろんでいるが、「わが町の農地の有効利用のため、農地貸借者が相互理解と信頼の中から各々の立場を尊重し、農地本来の価値を見い出し、地域に密着した農用地高度利用促進と農用地管理をはかる」ことを目的とした農地銀行の事務取扱機構図を「図4」に掲げるとうりであり、このことによつて「図1」にみると、むらづくり推進体制がより具体性を

帯びてくることが期待されているのである。

以上、靈山町の農用地利用増進事業の実態のあらましを紹介したが、その詳細は他日のこととしたい。他市町村においても農村計画としてこのような事例がみられるのかどうか、その点について会員諸氏の御教示を願えれば幸甚である。